

No.	重点課題	項目	施策	支援の内容	担当	R5年度（記載例）			今後の方針
						R 5 事業概要	実施状況	取組の成果(課題)	
3-1	就労・住居の確保等	(1) 就労の確保	①ハローワークの活用	本町を管轄する「ハローワーク須崎」等と連携し就職及び就労の定着を図ります。	にぎわい課 保護司会	例年どおり就職情報の確保・提供に努める			
			②生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。	社協	通常の業務で対応			
			③障害者相談支援事業の活用	年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労の定着を図ります。	町【健福課】 保護司会 協力雇用主 国	通常の業務で対応	障害者相談支援体制で実施 (支援対象者の相談なし)		
			⑤農福連携推進協議会の活用	農福連携協議会と連携し、年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、農業分野への就労を支援します。	町【健福課】 町【農林課】	関係機関と農福連携体制を協議			
			⑥若者サポートステーション等へのつなぎ	若者サポートステーションの支援により、修学や就労に向けた支援を行うことで、ニートやひきこもりにならないよう予防します。	保護司会				
			⑦シルバー人材センターの活用	支援対象者が高齢者の場合、シルバー人材センターと連携し、就労を支援します。	町【高支課】				
			⑧コレワーク四国との連携	コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）の取組を地域の事業所等へ情報提供し、矯正施設出所者等の就労の定着を支援します。	町【健福課】	必要に応じて連携			
			(2) 住居の確保	①町営住宅への入居の検討	住宅に困窮する場合、公営住宅の募集状況などの情報提供を行います。	町【建設課】	通常の業務で対応		
		②高齢者住宅への入居の検討		住宅に困窮する高齢者の場合、高齢者住宅の募集状況などの情報提供を行います。	町【高支課】	通常の業務で対応			
		③障害者用施設の検討		住宅に困窮する障害者の場合、グループホームなど募集状況などの情報提供を行います。	町【健福課】	通常の業務で対応			
		④住居確保給付金の活用		離職、廃業後2年以内であるなど、一定の要件を満たした場合、家賃額の3カ月分を支給します。（上限あり、延長は2回まで最大9カ月）	社協	通常の業務で対応			

No.	重点課題	項目	施策	支援の内容	担当	R5年度（記載例）			今後の方針
						R 5 事業概要	実施状況	取組の成果(課題)	
3-2	保健医療・福祉サービスの利用促進等	(1) 保健医療サービス	①各種健（検）診の受診	健康な生活が維持できるように、町が実施する各種健（検）診を奨めます。	町【健福課】	通常の業務で対応			
			②しまんと健康ホットライン	健康・医療などへの悩みを、いつでも相談できる無料電話相談サービスを提供します。 ・24時間年中無休【TEL 0120-788-410】	町【健福課】	通常の業務で対応			
			③薬物依存者への支援	薬物依存症からの回復に向け、医療の継続支援や日常生活等の相談支援を行います。	町【健福課】	通常の業務で対応			
		(2) 福祉サービス	①重層的相談体制での支援	介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスが相談できるように、関係機関が連携して支援します。	町【健福課】 町【高支課】 社協	関係機関で重層的相談体制を協議			
			②あったかふれあいセンター	地域で孤立することがないように、誰もが利用できる「あったかふれあいセンター」を紹介します。	町【健福課】	町内3カ所に委託			
			③権利擁護の推進	日常生活の判断に不安がある場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用を支援します。	町【健福課】 町【高支課】 社協	関係機関で体制等を協議			
			④地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らすために、生活、介護、権利擁護等の総合的な相談・支援を行います。	町【高支課】	通常の業務で対応			
			⑤障害者相談支援	障害のある人の自立した生活を支援するために、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細やかに支援します。	町【健福課】	通常の業務で対応			
			⑥巡回法律相談	身近な法律相談の機会の提供として、巡回法律相談の利用を紹介します。	社協	通常の業務で対応			
			⑦法務少年支援センターこうち	犯罪、非行などの問題のある人や、その家族などからの相談に対応できるように「法務少年支援センターこうち」と連携します。	町【教育委員会】 町【健福課】 国	必要に応じて連携			

No.	重点課題	項目	施策	支援の内容	担当	R5年度（記載例）			今後の方針
						R 5 事業概要	実施状況	取組の成果(課題)	
3-3	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等		①保護司会等への活動の支援	町は、保護司会活動の拠点確保に努めます。また、保護司会等への活動を支援します。	町【健福課】	活動補助金を交付予定			
			②社会を明るくする運動の推進	保護司会は、「社会を明るくする運動」を実施し、再犯防止の普及に努めます。関係機関は、運動に積極的に参加し、支援します。	社明実施委員会 保護司会 他関係機関	関係機関で事業実施予定			
			③再犯防止啓発月間の推進	広く再犯防止等について関心と理解を深めるため「再犯防止啓発月間（7月）」を通じた広報・啓発活動に努めます。 保護司会及び関係機関は啓発月間の活動等を支援します。	町【健福課】 社明実施委員会 保護司会 他関係機関	関係機関で事業実施予定			
			④学校と保護司の連携	保護司会は、各学校を訪問し、保護司の役割や活動などの啓発に努めます。	町立小中学校 保護司会				
			⑤保護司の人材確保	保護司会は、活動が促進されるように保護司確保に努めます。 町及び関係機関は、「保護司候補者検討協議会」を開催し、保護司適任者の推薦など保護司確保の協力を努めます。	保護司会 町【関係課】 社協				

No.	重点課題	項目	施策	支援の内容	担当	R5年度（記載例）			今後の方針
						R 5 事業概要	実施状況	取組の成果(課題)	
3-4	国・民間団体等との連携強化等	-	①本計画の進捗管理体制の確保	本計画の進捗状況を確認するため、必要に応じて委員会を年1回程度実施します。 委員会は、適宜、本計画の見直しなどを町に提案します。	委員会 町【健福課】	●月に委員会を実施 本年度の計画推進体制を確認			
			②地域福祉計画に本計画推進を明記	地域福祉計画に本計画の適正な推進を明記します。	町【健福課】	地域福祉計画に本計画を明記した			
			③公的機関等との連携強化	矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けるように、公的機関や保護司会等は、連携強化に努めます。 町は、関係機関に対し、町内で実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努めます。	国、県 保護司会 町【健福課】				
			④出前講座の実施	保護観察所は、町職員、福祉・医療機関の関係者に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携して実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めます。	国 町【健福課】 他関係機関				
			⑤町と刑事司法、更生保護関係団体との連絡会	保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会、更生保護女性会及び、町との連携強化を図るため、必要に応じて情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催します。	国 町【健福課】 保護司会 他関係機関	推進委員会において、再犯防止に係る情報を提供する。			